

平成 27 年度事業報告

I 公益目的事業

1. 自主研究

(1) パネルデータからみた第 3 号被保険者の実態

① 調査研究の概要

第 1 回ねんきん定期便に記載された年金加入記録等の転記を回答者に求めたアンケート「くらしと仕事に関するインターネット調査」(平成 23 年実施)を利用して、第 3 号被保険者の実態を解明し、その結果を論文に取りまとめた。論文はウェブジャーナル「年金研究」の第 1 号に掲載されている。

② 調査研究体制

研究を担当したのは、高山憲之(年金シニアプラン総合研究機構 研究主幹)である。単独研究。

③ 調査研究結果の要点

新たに得られた主要な知見は以下の通りである。

- 1) 女性の場合、年金加入期間の年金被保険者カテゴリー別構成をみると、若い世代では総じて第 2 号期間が最も長い。この第 2 号期間の相対比率は年配の世代ほど低い。
- 2) 年金加入期間のすべてが第 3 号ないし第 1 号であり、第 2 号期間がゼロであるという女性のサンプル割合は総じて 5 %程度であり、きわめて少ない。
- 3) 女性の場合、第 3 号被保険者割合は 25 歳以降 40 歳前後まで加齢に伴って上昇していき、その後、少しずつ低下する(加齢効果)。さらに同一年齢でみた第 3 号被保険者割合は総じて若い世代ほど低い(世代効果)。
- 4) 女性の場合、20 歳台前半時には第 2 号被保険者が最も多い。ただ、世代が若くなるにつれて 20 歳台前半時の第 2 号被保険者割合は低くなってきている。25 歳以降 40 歳直前まで第 2 号被保険者割合は加齢に伴い総じて徐々に低下していく。
- 5) 結婚または出産直後からしばらくの間は第 3 号となる女性が依然として少なくないものの、34 歳以前においては第 2 号が女性の多数派を占めている。女性のライフコースは多様化しており、第 3 号期間は全体として若い世代ほど短くなっている。

- 6) 男性の第3号被保険者は1999年度からの16年間に4万人から11万人強に増加した。その人数が最も多いのは50～59歳層である。
- 7) 男性第3号は本人が倒産等で失職、あるいは健康を害して離職、その後も離転職を繰り返し、現在、パートやフリーランス・嘱託等で就業中または失業者として求職中の人が多い。病気等で無職の人もある。その世帯年収は全体として必ずしも高くない。
- 8) 非正規で働く女性第3号は週20時間勤務の人が突出して多い。
- 9) 夫の年収は共働き世帯よりも専業主婦世帯の方が全体として高い。他方、世帯ベースの年収に関するかぎり、専業主婦世帯が共働き世帯よりも裕福であるとは必ずしも言えない。専業主婦世帯の中には世帯年収の低い世帯も、それなりに多く存在する。

(2) 年金受給開始前後の就業状況と年金受給の実態

① 調査研究の概要

ねんきんネット上の年金加入記録等をダウンロードし、その内容の転記を回答者に求めたアンケート「くらしと仕事に関する中高年インターネット特別調査」(平成24年実施)を利用して、年金受給開始前後の就業状況と年金受給の実態を調べた。その結果を論文に取りまとめ、平成27年度の日本年金学会総会で報告した。

② 調査研究体制

研究担当者	高山 憲之	年金シニアプラン総合研究機構 研究主幹
研究協力者	白石 浩介	拓殖大学教授

③ 調査研究結果の要点

本研究では、給与所得者として20年以上、勤務してきた男性を分析の対象としてきた。その分析によって新たに得られた主要な知見は以下のとおりである。

- 1) 56～59歳時点の正社員割合は、かつて80%であった(または80%に近かった)が、1948年度生まれの世代から低下しはじめ、1952年度生まれ(2012年度には60歳)になると60%強になっていた。60歳を超えるとともに、いずれの世代でも正社員割合は30%前後あるいは、それ以下へ急減しており、被用者だけに限定すると、正規の人より非正規の人の方が総じて多かった。そして、64～65歳時点では無職者が過半数を占めるようになっていた。

- 2) 総報酬月額中央値は、いずれの世代においても59歳時点で50万円以上となっていたが、61歳時点では30万円台または、それ以下に低下していた。ただ、その分布のばらつきは比較的大きく、61歳以降においても月額47万円超の人が30%以上いた。
- 3) いずれも世代においても年金受給率は加齢とともに上昇しており、総じて62歳時点で50%を超え、65歳時点で80%超となっていた。とくに、1949～1951年度生まれについては、定額部分に係る法定の受給開始年齢が65歳になっていたにもかかわらず、報酬比例部分に係る法定の受給開始年齢は60歳であったので、60歳受給開始者が40%台を占めていた。さらに、この世代の61歳時点における年金受給率は60%台に上昇していた。
- 4) 報酬比例部分の法定受給開始年齢が60歳であったにも拘わらず、それにはとらわれずに、定額部分の法定受給開始年齢の段階的な65歳引き上げにぴったり合わせて実際の年金受給を定額部分の法定受給開始年齢通りにはじめた人は受給者の4分の1あるいは、それ以下にとどまり、それほど多くなかった。
- 5) 2012年12月時点で年金を受給していた60～69歳の男性について受給開始前後の就業状況等を調べた結果によると、まず、受給開始1年前の時点では正社員ないし役員が48%、非正規就業20%、失業中8%、無職者17%等であったが、受給開始直後には正社員ないし役員が17%となり、30%近いダウンとなる一方、無職者が36%、失業中15%、非正規就業25%へと、それぞれアップしていた。さらに受給開始2年後になると、正社員ないし役員は10%まで減る一方、無職者割合は48%へ上昇していた。
- 6) 就業状況が変わると週あたり労働時間も変わる。年金受給開始1年前には労働時間40時間以上の人52%を占めていたが、年金受給開始直後には27%へと、ほぼ半減していた一方、労働時間ゼロが52%となった。年金受給開始とともに労働時間を減らしたり、勤務を辞めてしまったりした人が、それなりに多く、就労を抑制したり、早期引退を促進したりする効果が年金受給にあることが、計量的に確認された。
- 7) 年金受給開始1年前の総報酬月額とその他の月収(週30時間未満の勤務から得られた賃金等)と年金受給開始1年後の「年金+賃金+その他月収」の合計額を比較すると、年金受給開始後、大幅に収入を減らした人が圧倒的に多かった。ちなみに、後者の前者に対する割合は20%未満の減が6%、20%以上40%未満の減8%、40%以上60%未満の減18%、60%以上80%未満の減25%、80%以上の減19%となっていた。

8) 実際に年金受給を開始した年齢が60～64歳であり、かつ年金受給開始直後においても総報酬を手にしていた人に限定すると、受給開始1年前の総報酬月額が15万円未満の人が13%、30万円未満40%であったが、受給開始直後になると、総報酬月額15万円未満の人は40%となっていた。そして、受給開始直後における「総報酬月額+年金給付（基本月額）」の合計額は20万円未満が21%、20万円以上28万円以下が31%、28万円超40万円未満29%、40万円以上10%となり、20万円以上28万円以下のところに、それなりの塊りがあった。年金を減額なしで受給するために総報酬月額を下方に調整した人が少なくなかったようである。

(3) カナダ目標給付年金（ターゲット・ベネフィット・プラン）に関する調査研究

① 調査研究の概要

カナダにおいて導入が進められているターゲット・ベネフィット・プラン（目標給付年金制度、Target Benefit Plan：TBプラン）の制度内容、検討状況、移行事例等に関する調査を実施した。

② 調査研究体制

研究員	樺山 和也	年金シニアプラン総合研究機構 主任研究員
アドバイザー	福山 圭一	年金シニアプラン総合研究機構 専務理事
〃	小野 暁史	年金シニアプラン総合研究機構 審議役

③ 調査研究結果の要点

カナダにおいて導入が進められているターゲット・ベネフィット・プラン（目標給付年金制度、Target Benefit Plan：TBプラン）は、確定給付年金（DBプラン）と確定拠出年金（DCプラン）双方の特長を併せ持つ新しいタイプの職域年金制度であり、国内で導入が予定されているリスク分担型確定企業年金制度とも共通する部分の多い制度である。

カナダの連邦政府レベルでは、2014年4月にコンサルテーションペーパーが発出され、導入に向けての検討が進められている段階にとどまっているが、連邦制度を採るカナダにおいては、積立金を伴う年金制度の管轄権は、連邦政府ではなく各州(Province)にあるため、ニューブランズウィック州やアルバータ州などいくつかの州では、州年金法の改正とTBプラン向けの規制ガイドラインの制定が完了しており既に導入済の制度となっている。

(4) 高齢者世帯における医療・介護等を含む公租公課の状況

① 調査研究の概要

老後の消費生活を支えるのは、一般的には年金収入を主な源とする可処分所得と貯蓄等であるが、可処分所得は収入額から公租公課を控除したものであり、公租公課は、世帯の人的構造(单身、夫婦等)、世帯の収入構造(各世帯員の収入の種類・金額)、更には各世帯員の年齢や加入する社会保険にも影響される。この結果、世帯の可処分所得は、世帯年収額が同じでも世帯の類型によって異なり、収入の格差と相まって世帯間で相当の多様性を呈していると考えられる。

そこで、各種公租公課を一体的に世帯単位で試算し、その状況を観察し、多様な高齢者世帯ごとの現状について一定の具体的なイメージを得ることなどを目的に実施した。論文はウェブジャーナル「年金研究」の第2号に掲載されている。

② 調査研究体制

研究を担当したのは、小野暁史(年金シニアプラン総合研究機構 審議役)である。単独研究。

③ 調査研究結果の要点

世帯員の年齢(59~75歳)等を基準に分類した38の世帯類型をモデルとして設定し、収入の種類(公的年金、給与)及び世帯収入5万円ごと(60~400万円)に試算したところ、高齢者世帯における公租公課の絶対的負担水準はいずれの世帯類型でも高くはないものの、世帯構造や世帯収入額が同じでも収入構造の違いにより世帯間での相対的負担水準に相当の格差があること、同一世帯類型でも世帯収入の増に伴い負担が急増するポイント(限界負担率が100%超)があること等、今後全体的に負担水準が上昇する中でより顕著となり問題ともなりかねない現象が観察されたので、その制度的要因を探るとともに、これらの現象を抑制するための政策提言も行った。

(5) 年金の地方経済への影響

① 調査研究の概要

公的年金は、高齢期の生活の相当部分を支えるものとして、極めて重要な役割を果たしているだけでなく、年金給付額が家計消費の2割超に相当する地域もあるなど、地域経済における消費活動の下支えともなっている。このような年金の地方経済への影響を、

- 1) 公的年金の地理的な再分配効果(地域経済への影響を産業連関表を用いて試算)
- 2) 都道府県別に見た民間被用者の老後生計費問題(2025年時点を中心として試算した年金受給額と比較)

の2つの観点からそれぞれの分野の専門家が分析し、論文に取りまとめた。それぞれの論文はウェブジャーナル「年金研究」の第2号に掲載されている。

② 調査研究体制

客員研究員	中里 幸聖	大和総研金融調査部 主任研究員
〃	山本 克也	国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎研究部 第4室長

③ 調査研究結果の要点

- 1) 都道府県ごとに高齢世代人口比率に大きな相違があるように、県GDPに占める保険料徴収額、年金給付額の割合には相違がある。また、都道府県ごとの経済・産業構造の違いも影響し、公的年金が地域経済に与える影響は異なることが確認された。大まかに捉えると、三大都市圏をはじめとする大都市圏で徴収された公的年金の保険料が、その他の地域に年金給付として分配されて、当該地域の県内産出額を押し上げていると考えられる。
- 2) 賃金の動向が将来の年金額を決定するという厚生年金保険の原則に従って、賃金センサスの動向から将来の年金額を求め、併せて都道府県の地域差問題を検証した。基本的に、年金受給額は高いが基礎的消費支出を抑えた堅実な地域では、生活に余裕が出来る。介護ショックがなければ、いずれの都道府県の年金生活も安泰である。しかし、いったん、世帯の中に要介護者が出ると、その生活は一変する。特に、施設介護の場合、介護保険の給付費以外の費用が問題となる。また、低位推計の場合、世代種別と要介護度によっては、居宅介護ですら、ままならない可能性もある。

(6) 欧州を参考にした年金資金によるサステイナブル投資の促進方策に関する研究

① 調査研究の概要

サステイナブル投資はその性格上長期投資を前提とした投資概念であり、年金の資金運用に関連するところが多い。そこで、サステイナブル投資が最近特に発展してきた欧州の実情を調査し、その理由を探查するとともに、そのことから導き出される日本への示唆を明らかにするとともに、最終的には、日本における年金資金によるサステイナブル投資のあり方を具体化することにより、

少子高齢化、人口減少下にある年金制度その他の社会保障制度の持続性確保と経済社会の発展に貢献することを目的に実施した。本研究は公益財団法人ユニバーサル財団から研究助成を受けた。論文はウェブジャーナル「年金研究」の第1号に掲載されている。

② 調査研究体制

研究員	福山 圭一	年金シニアプラン総合研究機構 専務理事
〃	小野 暁史	年金シニアプラン総合研究機構 審議役
〃	長野 誠治	年金シニアプラン総合研究機構 主任研究員

③ 調査研究結果の要点

日本のサステイナブル投資の市場規模は大幅な過少計上、欧州のそれは大幅な過大計上の可能性がある。欧州におけるサステイナブル投資拡大の主役は、年金基金などアセット・オーナーではなく、運用会社などアセット・マネジャーの側のようなものである。フランスでは労働組合の影響が強い。スウェーデンでは、株主に企業行動を正す責任があるという社会通念が発達している。イギリスでは度重なる企業不祥事に対する防止の役割が機関投資家にも期待された。また、EU や各国政府の積極的な取組みも背景にある。ただし、欧州全体として一律にサステイナブル投資が活発なわけではない。

サステイナブル投資といっても、各国間で内容や重点の置き方は違っている。日本は日本の直面する課題に取り組むことで、真の意味でサステイナブル投資を定着、発展させることができる。日本では世界に類を見ない少子高齢化の進行という課題がある。このため、若者の雇用対策の促進、女性や高齢者の活用を図っていく必要がある。投資先の各企業に労働参加の受け入れ条件整備を促進することを年金資金運用の投資政策において明確にし、その観点から各運用会社を評価することを提案したところ、そのような取り組みを行っていくことについては、訪問先の各機関からも総じて肯定的な反応を得た。

(7) リアルアセット投資に関する調査研究

① 調査研究の概要

リアルアセット (Real Assets) とは、不動産やインフラストラクチャー、森林、農地、天然資源などの実物資産を対象とする新しい投資カテゴリーである。海外年金等における投資状況、投資目的、投資手法等に関する調査を行った。

② 調査研究体制

研究員	樺山 和也	
アドバイザー	福山 圭一	年金シニアプラン総合研究機構 専務理事
〃	小野 暁史	年金シニアプラン総合研究機構 審議役

③ 調査研究結果の要点

国内の年金資金におけるリアルアセット投資は極めて限定的な状況にあるが、リアルアセットに含まれる不動産投資は、海外の年金資金においては主要資産クラスの一つとして位置付けられていることも多く、インフラストラクチャーへの投資も拡大してきている。また、リアルアセットへの投資は、プライベート・エクイティやヘッジファンドへの投資を抑え、オルタナティブ投資の中では最大のウェイトを占める投資カテゴリーともなっている。

国内においても金融政策にマイナス金利が導入され、中長期の国債まで利回りがマイナスとなるような状況を受け、安定したインカム収入確保のニーズは高まり、リアルアセットへの関心も高まっていくものと考えられる。

(8) 独身者（40～50代）の老後生活設計ニーズに関する調査

① 調査研究の概要

近年、少子高齢社会の進展とともに、人々の生き方や家族・世帯形態の多様化が進行してきた。その中で、単身世帯の増加が進行し、その傾向は今後さらに進むものとみられている。特に女性については、平均寿命が長い一方、最近社会進出の状況が変化してきたとはいえ、所得水準は概して低く、とりわけ単身世帯の場合には、これからの超高齢社会の中で生活上の問題に直面する人が増えることも考えられる。

このような社会構造の変化が与える影響について、これまで取り上げられることが少なかった独身女性を主たる対象とする「独身女性（40～50代）を中心とした女性の老後生活設計ニーズに関する調査」を、平成12年度から5年ごとに実施してきた。

今回調査はその4回目にあたるが、近年の生涯未婚男性の増加やジェンダーの観点から調査対象を男性にも拡大する。調査内容については、仕事、家族・家計（含む年金）、住まい、今の生活、老後の生活を網羅し、その上で独身男女の置かれている様々な生活状況と老後への備えを探った。

② 調査研究体制

座長	高山 憲之	年金シニアプラン総合研究機構 研究主幹
----	-------	---------------------

客員研究員	藤森 克彦	みずほ情報総合研究所 主席研究員
〃	丸山 桂	成蹊大学経済学部 教授
事務局	福山 圭一	年金シニアプラン総合研究機構 専務理事
〃	小野 暁史	年金シニアプラン総合研究機構 審議役
〃	長野 誠治	年金シニアプラン総合研究機構 主任研究員

③ 調査研究結果の要点

生活・就業実態については、本人の年収は単身世帯の男女よりも二人以上世帯の男女で、低所得者の比率が高い。二人以上世帯の男女の中には、本人の収入が低いために親との同居によって生計を維持している人が一定程度いるものと推察される。単身男女は、二人以上世帯に比べて、正社員の比率が高い。一方、非正社員の割合は、世帯の違いよりも男女の違いが大きい。また、無職者の割合は、単身男女よりも二人以上世帯の男女で高い。非正規労働者の被用者保険の加入率は、従業先規模と比例していた。非正規労働者には就職氷河期の「世代効果」の影響が見られ、失業者や非労働力には家族に要介護者がいた者、健康上の問題がある者が相対的になりやすいことがわかった。

独身者における単身世帯および二人以上世帯の規定要因を分析すると、①年齢が高いほど単身世帯になる確率が高いこと、②年収が高いほど単身世帯になる確率が高いこと、③職場で社会保険に入れない人は二人以上世帯になる確率が高いこと、④家族に要介護者がいる人は二人以上世帯になる確率が高いこと、がわかる。

老後の備えについては、非正規労働者のうち国民年金保険料を支払っていない人の割合をみると、世帯の違いよりも男女の違いが大きい。一方、無職者のうち国民年金の保険料を払っていない人の割合は、特に単身男性で未納者の比率が高い。個人年金保険等の加入が老後の経済的不安を必ずしも解消してはいない。老後になって、「頼りになる人」を尋ねると、男性で「特にいない」という回答が高く、世帯の違いよりも男女の違いが大きい。「老後に誰と暮らすか」を尋ねると、二人以上世帯の男女では、いずれ単身世帯になっていくことへの認識が薄い人が一定程度いると推察される。単身男性、二人以上世帯男性、単身女性の9割前後は、「老後の介護を任せられる人がいない」と回答している。二人以上世帯女性は兄弟姉妹に頼る傾向が見られる。老後の生計を「生活保護」にしたいと回答する者は、国民年金保険料の滞納者、免除者、老後の準備を何もしていない者が相対的に多い傾向がみられた。

(9) 調査レポートの公表等

以上に掲げるもののほか、当機構所属研究員による研究活動の成果を「調査研究レポート」として当機構ホームページで公表している。平成 27 年度においては、6 件のレポートを公表した。

また、適宜、機構内外の有識者が参加する年金関係の勉強会を実施している。平成 27 年度においては、7 回実施した。

(10) データベースの供用

年金研究のインフラの一つとして、年金制度及び年金資金運用に関する海外年金情報等を収録したデータベースを一般の利用に供した。

2. 研究管理業務

文部科学省・日本学術振興会科学研究費補助金による次の研究について、研究分担者の所属研究機関として、研究管理業務を行った。

(1) 基盤研究 (B) 「ダイナミック・マイクロシミュレーションモデルの拡張とその社会保障制度改革への応用」

(研究分担者：高山憲之)

① 調査研究の概要

本研究の研究代表者は、稲垣誠一氏（東京工業大学客員教授）であり、研究期間は平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間である。研究分担者の高山は平成 27 年度において、ねんきんネットを利用した中高年インターネット特別調査のフォローアップ調査の設計および、その実施に際して、プリンシパル・インベスティゲーターの 1 人として共同参画した。

② 調査研究結果の要点

- 1) 中高年インターネット特別調査（フォローアップ調査）の有効回答者数は 863 サンプルであり、有効回答率は 79%であった。
- 2) 年金受給直前に失業給付（求職者給付）を受給していた男性サラリーマンの割合は 51%に達しており、高めであった。
- 3) 報酬比例部分の法定受給開始年齢が 2013 年度以降、60 歳から 61 歳に引き上げられたのに伴い、男性サラリーマン経験者は 60 歳時点においても就業を継続した人が多く、56%が厚生年金保険に継続加入していた。その直前の世代（報酬比例部分の法定受給開始年齢は 60 歳）の 60 歳時点における厚生年金保険加入率（38%）と比べると、18 ポイントの上昇となって

いたことになる。

- 4) 育つ過程において「善悪の考え方、立ち居振る舞い、生活習慣の形成大きな影響を受けたのは主として母親であった」という回答が男性回答者の48%を占めた（父親であったと回答した者は45%）。

（2）基盤研究（B）「女性活躍の効果的推進と条件整備」

（研究分担者：高山憲之）

① 調査研究の概要

本研究の研究代表者は、臼井恵美子氏（一橋大学准教授）であり、研究期間は平成27年度から平成29年度までの3年間である。研究分担者の高山は平成27年度において、第2回「女性限定調査」をプリンシパル・インベスティゲーターの1人として共同実施した。

② 調査研究結果の要点

- 1) 第2回「女性限定調査」の有効回答者数は5771サンプルであり、有効回答率は57%に留まった。調査対象者は子供のいない23歳～40歳の若い女性であることが低めの回答率となった主要な理由であると考えられる。
- 2) 育つ過程において「善悪の考え方、立ち居振る舞い、生活習慣の形成に大きな影響を受けたのは主として母親であった」という回答が72%を占めた（父親であったと回答した者は22%）。

3. 委託調査研究

本年度は、委託調査研究の実施はなかった。

4. 普及啓発事業

（1）講演会

① 「退職層が変える日本の資産運用—資産運用の機能的アプローチ」

（加藤 康之氏 京都大学大学院経営管理研究部 特定教授）

- ・日 時：平成27年5月29日(金)14:00～15:30
- ・会 場：年金シニアプラン総合研究機構 会議室

② 「日本の企業経営の課題とコーポレート・ガバナンス」

(若杉 敬明氏 ミシガン大学ロス・ビジネススクール三井生命金融研究所 理事)

- ・日 時：平成 27 年 9 月 2 日 (水) 10 : 00 ~ 10 : 30
- ・会 場：年金シニアプラン総合研究機構 会議室

(2) 「年金の日」にちなんだ年金シニアプランフォーラム

- ・日 時：平成 27 年 11 月 29 日(日) 13:30~
- ・会 場：全社協・灘尾ホール
- ・内 容：「年金ライフプランのすすめ」
 - ① 「年金ライフプランのすすめ」
(西村 周三氏 当機構理事長)
 - ② 「年金制度について」
(亀山 政男氏 当機構総務企画部長)
 - ③ 「暮らしの基本方針について」
(福山 圭一氏 当機構専務理事)
 - ④ 「長期家計プランについて」
(岡村 なな子氏 当機構 PLP 担当)

(3) 機関誌「年金と経済」の刊行

年金制度及び年金資金運用に関する理論的研究を促進するため、できるだけ読み易くすることを念頭に行った。

- ① 第 34 卷 1 号 (通巻 133 号)
特集「公的年金改革について」
- ② 第 34 卷 2 号 (通巻 134 号)
特集「公的年金の運用について」
- ③ 第 34 卷 3 号 (通巻 135 号)
特集「確定拠出年金について」
- ④ 第 34 卷 4 号 (通巻 136 号)
特集「超高齢社会における財産管理」

(4) ウェブジャーナル「年金研究」の創刊

査読つき論文の発表機会を新たに提供するとともに、当機構が実施した調査の結果を紹介するためのウェブジャーナルである。創刊は平成 27 年 12 月。第 2 号は平成 28 年 3 月に刊行した。

(5) 会員専用ページの更新

新たに賛助会員として加入した方に対し、ホームページの会員専用ページへの、閲覧アクセスID・パスワードを付与した。

① 研究データベース

研究者、機関誌および報告書等の検索機能を充実させた。

② 論文ダウンロード

機関誌「年金と経済」の最新号までの全ての記事を、ダウンロードを可能にするためにテキストデータおよびPDFデータの更新を行った。

(6) 「年金FAQs」ページの更新

年金制度の概要やしくみなどの要点を短文で平易な言葉でとりまとめ、容易に理解できる「年金FAQs」のページについて、法律改正等に合わせ所要の見直しを行った。

II その他事業

1. 年金ライフプラン（PLP）セミナーの開催

(1) 年金ライフプラン合同セミナー

「健康」、「経済」、「生きがい」を基本として定年後の年金を中心とした生活設計の参考となる情報を提供するとともに、参加者ご自身によるライフプラン作りを目的としたセミナーであり、計7回(日帰りコース3回、1泊2日コース4回)実施した。

① 日帰りコース

- ・平成27年6月12日(金)

自動車会館会議室

参加者 夫婦2組、単身9名 計13名

- ・平成27年10月2日(金)

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構 会議室

参加者 夫婦6組、単身11名 計23名

- ・平成27年10月23日(金)

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構 会議室

参加者 夫婦5組、単身9名 計19名

② 1泊2日コース

- ・平成27年9月10日（木）～11日（金）
清里高原ホテル
参加者 夫婦7組 計14名
- ・平成27年10月15日（木）～16日（金）
京都年金基金センター・らんざん
参加者 夫婦11組 計22名
- ・平成27年11月12日（木）～13日（金）
京都年金基金センター・らんざん
参加者 夫婦14組、単身2名 計30名
- ・平成27年11月19日（月）～20日（金）
ラフォーレ修善寺
参加者 夫婦10組、単身1名 計21名

(2) 40歳台からのライフプランセミナー

人生の3大資金といわれる「教育資金」、「住宅資金」及び「老後資金」を中心とした情報の提供を行うとともに、参加者ご自身によるライフプラン作りを目的としたセミナーであり、日帰りコースとして1回実施した。

- ・平成27年7月24日（金）
公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構 会議室
参加者 夫婦2組、単身7名 計11名

(3) 年金ライフプラン事務局セミナー

年金ライフプランセミナーのコーディネーターとしての知識・技術の習得及び講師の養成を目的としたセミナーであり、2日間通いのコースを1回実施。

- ・平成27年12月10日（木）～11日（金）
公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構 会議室
参加者 6法人（7名）

(4) 年金ライフプラン講師継続セミナー

当機構が認定している年金ライフプランセミナーの講師登録を行っている者を対象に登録更新等を目的としたセミナーであり、登録更新年度の前年度に日帰りコースとして1回実施。

- ・平成28年3月1日（火）
公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構 会議室

参加者 7名

2. 年金ライフプランセミナーの開発

わが国では、男女とも平均寿命が延び定年退職後の生活期間が長くなる中、公的年金の支給開始年齢の65歳への段階的引き上げが行われている。経済環境や雇用環境も変化してきており、定年退職後の働き方も多様化している。そのような中、定年退職後の生活設計はより早い時期から準備することが大切となってきており、当機構で実施している定年退職間際の方を対象としたライフプランセミナーの他に、より若い年齢層を対象に、将来の生活設計と定年退職に向けた資産形成を目的とした、ライフプランセミナーとして「40歳台からのライフプランセミナー」の開発を平成23年度に行い、翌24年度から実施している。受講者向けに「社会保険制度（年金・医療・介護・雇用）」、「税金の仕組み」、「資金運用の基礎」などをまとめた、『今日から始めるライフプラン』（改称）冊子を（株）社会保険研究所と共同で作成しているが、本年度の実施結果を踏まえ、所要の見直しを行った。

また、物価スライド特例水準の解消が法定され、マクロ経済スライドの実施が現実のものとなってきたことなどを踏まえ、ライフプランセミナーの教材について、所要の見直しを行った。

III その他

当機構が事務局として、日本年金学会の研究発表（第35回、平成27年10月29～30日）等の学会活動の支援を行った。

IV 管理的事項

1. 評議員会

(1) 第7回評議員会(定時評議員会)開催

- ・日時:平成27年6月15日(月) 14:00～
- ・場所:年金シニアプラン総合研究機構 会議室
- ・議案等事項
 - ①監事の選任(案)について
 - ②平成26年度事業報告書(案)について
 - ③平成26年度決算書(案)について

- ④報告事項:年金ライフプラン事業の公益事業化の検討について
- ⑤報告事項:2020 年代前半の特定基礎的調査研究事業に係る特定費用準備資金の積み立て状況について
(上記議案等は審議の結果、原案通り承認・了承された。)

(2) 第8回評議員会開催

- ・日時:平成28年3月15日(火) 10:30～
- ・場所:年金シニアプラン総合研究機構 会議室
- ・議案等事項
 - ①平成28年度事業計画書(案)について
 - ②平成28年度収支予算書(案)について
 - ③年金ライフプラン事業の一部公益事業化に伴う変更申請書等(案)について
 - ④評議員会運営規則の一部改正(案)について
 - ⑤評議員候補者選定委員会委員の同意(案)について
(上記議案等は審議の結果、原案通り承認・了承された。)

2. 理事会

(1) 第147回理事会開催

- ・日時:平成27年5月26日(火) 13:30～
- ・場所:年金シニアプラン総合研究機構 会議室
- ・議案等事項
 - ①平成26年度事業報告書(案)について
 - ②平成26年度決算書(案)について
 - ③第7回評議員会(定時評議員会)の招集について
 - ④報告事項:年金ライフプラン事業の公益事業化の検討について
 - ⑤報告事項:2020 年代前半の特定基礎的調査研究事業に係る特定費用準備資金の積み立て状況について
 - ⑥報告事項:特定事業推進基金の資金運用基本方針について
 - ⑦報告事項:特定事業推進資金の運用について
(上記議案等は審議の結果、原案通り承認・了承された。)

(2) 第148回理事会開催

- ・日時:平成28年2月22日(月) 14:00～

- ・ 場所:年金シニアプラン総合研究機構 会議室
- ・ 議案等事項
 - ①平成 28 年度事業計画書(案)について
 - ②平成 28 年度収支予算書(案)について
 - ③年金ライフプラン事業の一部公益事業化に伴う変更申請書等(案)について
 - ④会計規程の一部改正(案)について
 - ⑤2020 年代前半の特定基礎的調査研究等事業に係る特定費用準備資金要綱等の一部改正(案)について
 - ⑥第 8 回評議員会の招集について
 - ⑦報告事項:特定事業推進資金の運用について(上記議案等は審議の結果、原案通り承認・了承された。)

平成 27 年度事業報告に関しては「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成しない。

平成 28 年 6 月

公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構